

公 示

関税法第69条第1項の規定に基づき、千葉税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定し、平成30年4月1日から適用することとしたので、公示する。

平成30年3月30日

千葉税関支署長 野谷 彰司

記

千葉税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 千葉税関支署、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署木更津出張所、千葉税関支署姉崎出張所及び千葉税関支署銚子監視署構内
- 2 保税地域